

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（ブシコースエピメラーゼの添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（クロルピクリン等6品目）の残留基準設定及び食品添加物（ブシコースエピメラーゼ）の規格基準の設定）に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

令和2年3月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（ブシコースエピメラーゼの添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（クロルピクリン等6品目）の残留基準設定及び食品添加物（ブシコースエピメラーゼ）の規格基準の設定）について、令和元年10月7日から同年11月5日まで、御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。